

福島市総合教育会議記録（第1回）

令和6年7月2日（火）（庁議室）

16時00分～17時19分

出席者（5名）

市長	木 幡 浩	教育委員	篠 木 雄 司
教育長	佐 藤 秀 美	教育委員	立 花 由 里 子
教育長職務代理人	渡 辺 慎 太 郎		

事務局出席者【総務部】

総務部長	矢 吹 淳 一	総務課長	秋 葉 英 紀
総務部次長	本 田 博 進	総務課係長等	

事務局出席者【教育委員会】

教育部長	三 浦 裕 治	学校教育課主幹	齋 藤 亮 一
教育部次長兼教育総務課長	長 南 敏 広	教育総務課・学校教育課係長等	
学校教育課長	穂 積 浩		

1 開 会

2 議 題

- (1) 市立小・中学校の不登校の現状について
- (2) 市立小・中学校のいじめの現状について
- (3) いじめ問題対応の改善に関する答申書を受けての市の取組みについて
- (4) スクールロイヤールの配置について
- (5) 市の学校施設の現状について
- (6) いじめ重大事態等への対応の現状について（非公開）

3 閉 会

16時00分 開 会

議題（1）市立小・中学校の不登校の現状について

（木幡市長）

○早速、議題1について事務局から説明をお願いします。

（学校教育課長）

○資料1をご覧ください。

1ページ目にあります表は、過去7年間の小・中学校の不登校児童数の推移をまとめたものです。表にありますように不登校児童の増加に歯止めがかかっておらず、令和5年度は小学校216名、中学校543名と過去最高の人数となっております。

次に2ページ目をご覧ください。上の表を見ますと、どこの学年で不登校化してるかというのがわかるころがございませう。まず、小学校2年から3年に上がる、よく小学校でいいますとクラス替えがあるんですが、その段階で増加数の平均が1.5倍。それから4年から5年の段階で約1.5倍。小学校6年生から今度中学校1年生に変わったところですが、その段階で4倍となります。この結果から見ますと、児童生徒の環境の変化、クラス替え、それから学校種が変わるといったときに不登校が増加する、その増加に影響を及ぼすということが考えられるところだす。

次のグラフをご覧ください。不登校の欠席状況のグラフでございませう。一番多いところで小学校中学校ともに欠席が90日以上ありますが、出席も11日以上あるというところで、この資料から見ますと、休んでいるが全欠ということではなくて、11日以上学校にきているというところから見ますと、中学校ではサポートルームが、不登校及び不登校傾向にある生徒の居場所として機能していると考えられるところだす。

次に3ページをご覧ください。令和5年の小学校中学校それぞれの不登校の主たる要因でございませう。小学校中学校ともに理由として多いのは、学校生活に対してやる気が出ない、生活リズムの不調、不安、学業の不振というように小学校中学校ともになっております。特に中学校では、小学校と比較して学校生活に対してやる気が出ない及び学業の不振、宿題の未提出の割合が高くなっているところだす。

次の資料は、不登校の新規・継続の人数でございませう。小学校では、不登校児童216名中、継続が79名、新規の不登校が137名。中学校では、不登校生徒543名中、継続が281名、新規が262名となっているところだす。

次に4ページの資料になります。不登校児童生徒への指導結果ということで、令和5年の調査において、指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒は小学校で69人、31.9%、中学校で231名、42.5%です。中学校で、若干増えていることから、中学校でのサポートルームの取り組みが奏功しているということが考えられるところです。このような不登校児童生徒が増加しているということを受けまして、教育委員会としても今年度も取り組んでいきたいということで、(1)から(6)まで記載しております。

特に(3)生徒支援教員の配置ということで、今年度も8校に生徒支援教員を配置して、スペシャルルームでのサポートということで取り組んで参ります。また、(5)まなびの支援連携室ということで、教育研修課にふれあい教室を設置しております。そのふれあい教室を利用しまして、社会的自立に向けた支援を実施していくということです。

さらに、(6)にあります不登校生徒地区支援校の設置ということで、SSRを設置している学校が5校ございますが、この学校に他の中学校の不登校、及び不登校傾向の生徒が通学できる体制を整備していきたいと考えており、現在準備の方を進めているところでございます。

以上、不登校児童生徒の現状と今後の教育委員会の取り組みについて説明させていただきました。

（木幡市長）

○ただいまの案件について、皆様からのご質問やご意見がありましたらどうぞ。

（渡辺委員）

○スペシャルサポートルームの関係で、最後に近隣の中学校の生徒が通学できる体制を整備するというお話をいただいている、これはすでに通学されてる方も含めて、保護者の方が送り迎えをするという前提での仕組みだという理解でよろしいですか。

（学校教育課長）

○おっしゃるとおりです。やはり、自分の学校になかなかなじめないというか、そういう生徒にとっては、その地区支援校というSSRが配置されており、県からの教員が配置されている学校になら登校できるという方に関しては、保護者の責任を持って登下校させていただくことを考えておりまして、受け入れるという流れ

でございます。

（渡辺委員）

○なかなか保護者の方によっては、そこがまた難しいというような場合もありうると思うので、将来的な課題としてはそういった保護者の方の送り迎え以外のツールがありうるのかどうかというのは、なかなか難しいと思いますがやはり考えていかなければいけないのかなという感想を持ちました。

（立花委員）

○ここに出ている数字は数字としてはっきりしているのですが、かなり増えているということは疑うこともできないことですが、やはりこの2ページにあった表ですね。1年生から中学1年生までの変化の中で、環境の変化などがとても不登校に影響を及ぼしているのではないかという推測ですが、例えば環境の変化と高学年に変わるとかクラスが変わるとか、担任の先生が変わるとかというところにもしそこが原因で不登校、学校に行きたくない、行きづらいという生徒たちが増えているのだとすると、やはりそこを乗り越える力をつけさせてあげないと、社会に出たときに本当に生きていけなくなってしまうのではないかなと思うんです。そのようなところをサポートするというか方策のようなものはあるのか。今どのぐらい取り組んでいるのかということと、あと最後のところで、今こういう取り組みをしていますというのもまさにこの通りなんですけれども、やはりその生徒支援の先生方では、5年度も8名、6年度も8名と配置はしていますけれども、こう増えているという現状から見ると数だけなのか。支援の内容を変えていかなければいけないのかというあたりはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

（学校教育課長）

○環境が変わるということでそれに対応できるような力という、今お話があったんですが、そこはやはり学校教育活動の中でいろいろな教科や、そういう中でやはり私たちが育てていかななくてはならない力なんだということは認識しております。ただ、それに耐える力を具体的にどのようにしてつけていったらいいのかというのはなかなか難しい状況であると思います。令和5年度は、小学校1年生の不登校の児童が19名とこれまでになく高くなったということで、これはやはり幼保小の連携ですとか、先ほど申し上げましたが、中学校1年生になるときに増えるという、

いわゆる中1ギャップというところがありますので、これより幼保小中で連携して取り組んでいかななくてはならない問題だと考えているところでございます。

2つ目の、生徒支援の教員につきましては、これまでも配置してきているところですが、先ほど申し上げましたように、中学校でやはりそのサポートルームで、居場所を見つけてそこで通っている子どもが増えているということから、このサポートルームについては大変有効だと。やはりそこに配置する生徒支援教員が元教員でありますので、学習の指導ですとか相談に乗ることができるということで、やはりそういった方を今後少しずつ増やしていくことができればということ考えているところでございます。

（教育長）

○今ほど学校教育課長からこのデータを示してもらいましたけれども、このことに関しましては、先日校長会にも私から直接お話をしました。また、この春に各学校のすべての校長と面談をしましたが、やはりこの不登校のことを学校の大きな課題と認識してる校長がたくさんおられて、自分の学校のことだけではなくて、こうやって統計的に見たときに、やはり1年生に入るとき、2年生が3年生に進級する、4年生から5年生に進級する、そして中学校に進学するときというそういったところで、つまり子どもたちがたくさんいる。今ほど立花委員からお話がありましたけれども、そこは丁寧に見ていただいて、段差を少しでも小さくするような工夫というのは、その子に応じてまたは学校に応じて、私はできることがまだまだあるんだろうなということをお話させていただきました。また学校と本当に同じベクトルで、同じ歩調で進めていかなければいけない課題だと思っていますので、しっかりとこの対策を講じていきたいと思っています。

（学校教育課主幹）

○先ほどの生徒支援教員に関してなんですが、中学校で見ると、不登校数は543人ということなんですが、復帰傾向の生徒を見ると令和5年3月の段階の不登校は432人で、復帰傾向が77人、別室利用が205人だったんですが、令和6年3月の段階では、不登校543人に対して復帰傾向は173人おりました。さらには、別室を活用した生徒も236人とかなり増えているんですね。それで、我々もサポートルームに実際に行って学習の様子などを見ているんですけども、例えば、中学校の5教科をオンラインでサポートルームの中で流して、それを例えば画面を見ながらノートを取ったりしている生徒もいました。

あとは、なかなか人間関係に問題があるお子さんに対しては、例えば小集団で学習とは違うんですけれども、野菜づくりとか花植えなどを行ったり少しでも人間関係が高まるような配慮をしたりという学校がどんどん増えてきていますので、中学校でサポートルームがあるのは、中学校19校のうち18校ですけれども、当然、生徒支援教員とかSSR入ってない学校もあるんですが、そういう学校にも取り組みを今後どんどん広めていって、そういうサポートルームを使う子どもそしてそれによって復帰する生徒が増えるようにしていきたいと思っております。

（立花委員）

○もう1つなんですけれども、この不登校で、肌感覚でいいんですけれども、学校で嫌なことがあり、ちょっと来たくないなということがあったときに、無理して行かなくていいよというような感じの風潮が今すごくあるということをよく聞いています。他県ですが私の同級生が精神科医をやっている県でも、彼は学校などにも関わっているんですけれども、小学校とかにやっぱり親御さんの中にも無理して行かなくていい、学校も無理してこなくていいよという感じになっていると。そのため、どんどん不登校が増えていくのではないかと、人と関わることを無理に関わらなくていいよというようにさせているような気がするということが私も最近感じるので、そういう傾向はやはり福島でもあるのでしょうか。

（学校教育課長）

○そのような話は学校の方からよく聞いております。ただ私たちとしても、保護者と連携をとりながら、保護者と相談してお子さんを中心に置いて、そしてやはり将来的な社会的な自立というところを目指して、いろいろな機会を学校としても与えていくということが大事なのではないかと考えています。

（市長）

○ちょっと私から。対策として主な取り組みが書いてありますけど、これは主に不登校になった後の対策なわけですね。一部は不登校になりかけて、それでそこまで至らずに止める対策というのにも含まれてはいるんでしょうけど、基本的にはなった後。これだけ増えていくと、いかに不登校を生まないような教育をするにはどうしたらいいのかというのをもっと考えるべきだと思うんですね。そこはこれに全然入ってなくて、様々な学校のノウハウなのかもしれないけど、あるいはいろんな教員の皆さんの研究大会なんかに出てるのかもしれないけどこういう

ものがあるんだっていうのを、もう少し共有知にする必要があるんじゃないかと思うんですね。そういうふうに見える化をした上で、いやいやここはこういうような対策があるんじゃないかとか、そういう対策の展開が生まれてくると思うんですよ。だからそういう努力というか、取り組みをする必要があるのかなと思うんですね。

先ほどあった幼小中の連携ということ、じゃあそれって何があるのと。特に幼小中といった場合ですね、もっぱらやっているのはおそらく不登校になった子どもたちとかあるいはそういう傾向のある子の連携であって、そうじゃない子たちに関してどういう連携ってあるのと。あるいは連携というのも、例えば中学校に上がる前に、中学校というのはこういうことをやるからそれにちょっと慣れておこうねというの、1つの大きな要素だと思うんですね。だからそれはどんなことがあるのか。それから、やっぱりこれだけ明確に、特に中1ギャップと言われる中、1年で増えてるわけですから、もっと中1に重点化をして不登校にならないような、そういう取り組みをすべきじゃないかと思うんですよ。その場合もどういうのがあるのかと。

例えば私なんか思うんですけど、今の子どもたちはあまり座学に慣れないし、やはり特に数学とかね、心理的抵抗があるものを次々と授業を受けたって入ってこない。入ってこないからそのうち遅れて、それでまた嫌になって行きたくなくなるとか、こういう展開になるんですよ。それならば、もっと先ほど農作業等いろいろあったけど、そういう実技的な教育というか授業を中1で集中的にというか特に導入部分で中学校への抵抗感をなくすというのを、これまた1つの手じゃないかと思うんですよ。

例えば今、子どもたちにも人気だと思うんですけど、インターンシップ制度がありますよね。ああいうのもある程度わかってからということで多分中2でやっているんですけど。そういうのにあえて中1の早い段階でやってみて、その後も何か少しずつやるとかですね。何かこう、これまでの教育の常識にとらわれないやり方でやっぱり子どもたちが、中学校教育に対してできるだけ抵抗なく入っていけるような、そういう取り組みを起こすべきだと思うんですよ。

だから、いずれにしてもさっき言ったようにならないように積み上げてどういうふうにするのか。心理的抵抗をできるだけ少なくして中学校の授業に入っていけるようにするという、仮に1つの項目があったら、じゃあそれに対する具体策は何なんだとかね。そういうちょっと対策の整理をやりながら進めて深めていかないと、全然対策が進化しないんじゃないかという気がするんですよ。どのような

ものでしょうね。

（教育長）

○これちょっと中学校ではないんですが、小学校に配置したスーパーティーチャーという算数の指導主事が実際やってる授業では、もう単元の流れを全部子どもたちに開示していこうというような流れです。そして学び方を子どもにゆだねると、子どもたちはタブレットや自分たちで学習を進めて、勝手に子どもたち同士が話し合います。目当ては全員がここに達成すること。だから、そこでもう学び合いが始まるわけですね。45分本当に集中している学習の様子を私も見ていますし、そういったものを今、横展開を図るような形でやっています。中心はやはり授業です。それを小から中へというように、そういった授業改善の波をしっかりとつくっていきたいと思っています。

（市長）

○どちらにしてもね、そういう項目もだから、要するに結局不登校を出さないというのは、それだけ学校の勉強というか授業がより魅力があるようにということなんですけど、そういう個別の授業のやり方に加えてね、さっきも言ったように実学的な教育をする部分をもっと早い段階で取り入れるとかそういうだけでも、変わりうると思うとかね、可能性もあると思うんでそういうことも含めて検討していただきたいなと思います。

（篠木委員）

○先日、ちょうど西郷村に特任校の見学に行かせてもらったんですが、その時に感じたのは、別な学校でなかなか馴染めない子が、新しいところにいてなじめるのかなという思いで見学に行ったんです。ちょうどその子の担任だった先生から、新しい学校に行ったときに、その子がこんなに生き生きして頑張っている姿って、考えられないという話を言われたんですけど、その時にやっぱり自信をつけるという教育というか、いろんな形で自信をつける。先ほど市長がおっしゃったように、勉強だけではなくて別な形の取り組みとかで自信をつけるということは、こういうふうに変わっていくんだなと見学して思いました。

あとは、小中高の小中のカリキュラムの件で、ちょうど昨日、経済同友会の会合に出席させてもらって、ボストンコンサルティングの代表の方の講演があってその時に最後に言われたことがとても心に残りました。全国的な話なんですけれど、

高校を卒業して大学に入ると、地元にも戻ってこないという部分の中で、今地域の勉強をするのは小学校のときにやるけど、中高はなかなかそういう勉強をしないでやはりその中学校とか高校で地元の企業の話とか地元のことを学んでいくと、より戻ってきたいという思いになるんじゃないかという話がありました。そうだよなと思いつつながら、高校卒業した大学生に入って本当は地元に戻ってきたいんだけどなかなか地元で就職する企業がないので、そこに対する理解不足というか、そういうことも原因の1つなんだという話を言われてその通りだよなと思ってきました。

（市長）

○とにかくコロナ後に増加傾向にあるというのは承知をしてはいたけども、今年の不登校の現状を見て、ちょっとまた加速したなというふうな印象を受ける状況だろうと思います。それから、これで見ていると小学校は全国的な平均より少ないんですけども、人数でいうと中学になると実はかなり全国よりも大きいと。5年度に関してはどうなるかわかりませんが、そういう点ではよりこの中学を重点的にいっぱいやる必要もあるんだろうと思います。いずれにしても、かなり増加していますので、最重要課題としてこれからも教育委員会に取り組んでいただきたいと思つたし、我々総合教育会議も、しっかりとこれに関してはこれからも対策を検討するということにしたいと思つた。それでは次の議題に入ってよろしいでしょうか。

議題（2）市立小・中学校のいじめの現状について

（学校教育課長）

○福島市立小中学校のいじめの現状と教育委員会の取り組みということで、資料2の1ページをご覧ください。まず1つ目にいじめの認知の件数の状況でございます。小学校が令和5年度の件数が180件の、千人当たりの出現率が15.1%。中学校の状況は、件数が67件、千人当たりの出現率が10.9ということになっています。なお全国の出現率については、まだ発表されておりますのでわかりませんが、千人当たりの認知件数はそのようになっております。本市の認知件数等ですが、小学校中学校ともに、同程度或いは減少で推移をしております。ただ、全国の千人当たりの認知件数と比較すると、小中学校ともに大きく下回っている状況でございます。ただ、そのいじめの認知ということではですね、少なければいいのかということではございません。学校には、やはりしっかり認知をし

ていじめに対応する、取り組むということで指導をしているところでございます。資料2の3ページになります。いじめの態様ということで、資料から見ますと、小学校中学校ともに、冷やかしゃからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるという理由が圧倒的に多いということがわかっているところでございます。資料2の4ページになりますが、いじめの未然防止に向けた福島市教育委員会の主な取り組みということで、1から4まで書いております。昨年、条例の改正及びいじめ防止基本方針の改定を受けまして、各学校のいじめ防止基本方針を改定したところでございます。

さらに教職員保護者地域に周知をいたしました。さらに、研修の方も進めておりまして、（2）管理職に対するいじめ対応研修を実施しまして、それをもとに各校において校内研修を実施しているところでございます。さらには、定期的ないじめの調査の実施、学校から依頼があればいじめ防止サポートチームによる組織的対応ということで教育委員会として取り組んでいるところでございます。

以上いじめの説明を終わります。

（市長）

○はい。では、このいじめの件につきまして皆さんからご質問なりご意見なりありましたら。

（立花委員）

○いじめも先ほどの不登校と似てるという感じなんですけれども、やはり今いじめがおきたり、いじめになりそうなどころに対しての様々な方策というのは私たちもたくさん考えてきているんですけども、いじめにならない、いじめを生まないというところがやっぱり大事なのかなというのは、すごく思うんです。ただちょっとした何ですかね、先生方の違和感とか、もしかしていじめじゃないかなというようなどころから早期発見というのは大事なんですけども、そういうところがすごく響きすぎるとやはり人と関わることを嫌がるとか、もう面倒くさいものに近づきたくないというような人間が増えて、そういう子どもたちが増えていってしまったり、友達といざござしたくないからつき合いたくないみたいな、人と人が関わることを避けるような子どもたちが増えていくのはこれまたとても困るというか、怖いことだなと思うので、その辺のこのバランスがすごく難しい問題なのかなと思います。冷やかし、からかい、悪口というような言葉になってしまうと確かにいじめなのかなと思いますけど、ちょっと冗談を言ったりというのはや

はり友達を作るときのとっかかりになったりすることであって、それがいじめだ
っていうように子どもたちに刷り込まれてしまうと、もう人に何も言えないとか
黙ってもうやり過ごしてしまうという子が増えていくことのないような対応を、
すごく願っていると感じるところです。

（渡辺委員）

○基本的に今の立花委員さんのご意見を受けてというか、それと裏腹の話なんです
けれど、やはり確かにある程度の人間関係の衝突的なものというのは、子どもが
成長する、成長してもらうための1つの出来事にもなるんだと思うんです。ただそ
れを積極的に介入するかどうか、担任の先生としてあるいは学年主任の先生とし
て、学校側として介入するかどうかの判断を常にこう見ていくということなんだ
と思うんですよね。確かにその自主性に任せてそこで伸びる伸ばすことも大事で
すけど、それは決して見ないということではないし、きちんと観察して言葉で言
えば評価して判断しながら、あえてこう見守っていく。だから、その見守ってい
くのは絶対に必要で、見守っていく過程を大事にしながら、ここで介入した方が
いいのか介入しないほうがいいのかというのは、先般の有識者会議からの指摘も
ありましたけども、できるだけその学校全体の組織的な判断でやっていくという
ことかなと思います。

（篠木委員）

○いじめの解消というか子どもたちのコミュニケーションというか、その辺の問題
って、ちょっと前まで機会を持ってただけど、社会に出ると案外理不尽なこと
とか、会社に入ったりとかすると理不尽なこととか、今話題になっているカスハ
ラとか、モラハラとかいろいろ出てくる部分で。そういうものは、子どもたちが
いろいろいじめとかそういうことも含めて解決していく中で、社会に出たときの
力を得ていくのかなとも思いながら、でも、社会に出ると大変だなんて思いなが
らでも、そういうことを教えていくことは大切だと思っていました。

（教育長）

○今のいじめの定義からすると、いじめをゼロにするのは、私は不可能だと思っ
ています。ただ、見逃しはゼロにしたい。そういう思いで我々も対応していますし、
学校にもそう指示をしています。学校はたくさん子どもたちがいる中で、もち
ろん衝突することがあり、そういう中で折り合いをつける力であったり、互いを

認め合う力であったり、そういう非認知能力も育む場だと思っていますし、ある意味民主主義を学ぶ場でもあると思っています。

先ほど渡辺委員がおっしゃったように、やはりどういう目で学校、また教員が子どもを見ていくかで子ども同士が人と関わることの楽しさを味わえるような、それは授業であったり様々な教育活動だったりをどうやって学校が提供していけるか。ここがやっぱり大切かなと。

そういう意味では、先ほどの不登校でも授業が大事だとお話をさせてもらいましたけれども、やはり授業の中でお互いを認め合える、そういう人間関係をつくっていくことが重要かなと思っています。

（市長）

本当にちょっとした冷やかしか何かも含めて、カウントされるわけですからそれは本当にゼロにはならないんだと思うんですね。それを見逃すというかあるいは悪化するのを防ぐというのが非常に大事なのかなと。ある程度のレベルはもうこれはまさに、人間形成の過程の一部になるんだと思うんですけど、一定の域を超えてしまうとこれは本当に人権侵害とかですね、そうなってくるんだと思うんですね。その点では、そういった見逃しとか悪化を防ぐということが大事かなと思います。

先ほど学校教育課長の方からも、件数は少なくなっているけども、それはいいのかどうかというのは一概に判断できないという面があります。今回も旭川のですね、例の自殺事件の再調査の報告書が出て、そこでは学校側がですね、意図的にいじめじゃないということで取り繕っていたというのが報告書になってるわけです。

ですからやはり本市でも、いじめ事件を契機にいじめが現に起きてるという観点に立って対処するということになってますので、ぜひその精神を教員の皆さんに徹底していただいて、その上でさっきおっしゃったような見逃しをしない、あるいは本当に人間形成のレベルぐらいで収まるように、努力していただきたいというふうに思います。じゃあ次の、議題に移りたいと思います。

議題（3）いじめ問題対応の改善に関する答申書を受けての市の取組みについて

（木幡市長）

○続いていじめ問題の対応の改善に関する答申書を受けての本市の取り組みについて説明をお願いします。

（学校教育課長）

○それでは資料3をご覧ください。

令和5年5月29日にいじめ問題対策の改善に関する答申書が出されまして、その中において5つの視点からの提言がありました。その5つの提言につきまして、1年経ちますが、どのように教育委員会、市として対応してきたのかということでお話をさせていただきます。

まず1つ目の視点、市長部局を含めたいじめ問題への対応強化ということで、総合教育会議においていじめ問題の情報共有を図る、連携した対応をするというような提言をいただいております。これにつきましては、それ以後、現在の状況と今後の対応について、資料を作成し確認をして参りました。資料に追記していき、現状報告するというようなことで、これは今後も進めていきたいと考えております。

資料3の2ページです。重大事態発生に伴う対応プロセスの明確化ということで、この明確化の方も図っているところです。重大事態が発生した学校は7日以内に市長に指定様式により報告するということです。昨年4月1日より、国への報告も責務となりましたので、国への報告も兼ねる報告様式に変更して運用しているところでございます。また、いじめ防止法、市の条例、市の基本方針の整合性についてということで、昨年6月23日に市の条例を改正し、8月31日には市の基本方針を改定したところでございます。（2）のいじめ対応プロセスの可視化ということで、基本方針の中にいじめ問題対応フロー図やマトリックス図などを示しまして、可視化を図っております。さらに、その可視化したプロセスを、ホームページ等で市民にも公開しているところでございます。先ほど申し上げました市の基本方針については、昨年8月31日に市のホームページに掲載し、市民にも公開したところでございます。

資料3ページでございます。視点の2つ目、教育委員会の改革でございます。教育委員の意思や意見が十分に反映されるような仕組みづくりを再確認すべきというような提言をいただきました。これを受けまして、教育委員会の研修ということで、公立学校長いじめ対応研修会に、教育委員の方にも参加していただき研修を

行いました。令和6年度の定例教育委員会においては、実際に起きた重大事態等の事例を基に事例研修を実施いたしました。教育委員会事務局からの的確な情報提供のあり方ということで、調査等の進捗状況の把握に努めているところでございます。

2番のサポートチームを活用するにあたりその役割を明確にすべきだという提言につきましては、教育委員会のサポートチームの役割の明確化ということで、サポートチームは学校の要請に応じて派遣される教育委員会の組織でございます。ただ、その中で問題が重大事態化した場合には、サポートチームの派遣を中止し、教育委員会会議において決定された調査組織が重大事態の調査を行うということになっています。サポートチームのメンバーが、重大事態調査チームのメンバーとして関わる場合には、しっかりと被害児童生徒及びその保護者に十分に説明し理解を得た上で、加わるというようなことになっています。

教育委員会事務局として情報の共有体制ということで、学校からいじめを原因とした欠席が1日でもあれば、すぐに電話で報告を受けるようにしております。いじめを認知した、またはいじめが解消した場合には、学校からいじめに関する報告書を提出するというようになっております。令和6年度からいじめ担当の指導主事が配置されましたので、その指導主事を中心に電話等による聞き取りを行いまし、具体的な内容について確認しているところでございます。

資料は4ページでございます。心理、福祉、法律、医療等に関する専門的知識を有する人材の確保に努める必要があるという提言につきましては、心理・福祉の専門家を十分に配置できるように、県に対して様々な方法で財政支援その他必要な措置を求めているところでございます。教育委員会に法律の専門家を配置することについてということで、スクールロイヤーの配置について検討準備を進めているところでございます。

4ページの下の方になります。3つ目の視点。提言いただきました、いじめ問題対応スキームの明確化ということで、それぞれ条例、防止法条例、基本方針の整合性を確保するというようなことで、提言いただきましたのでこれについては、改定済みでございます。5ページにいけますが、市民からの情報提供等も重大事態調査の開始の要件に含めるということで、しっかり基本方針の方に明記したところでございます。

2の重大事態発生時の調査を機動的に行えるようにすべきだということにおきましては、重大事態発生の際に、調査主体のマトリックス図を作成しまして市の基本方針に示したところでございます。5ページの下の方になります。これまでもあ

りましたが、いじめ問題対策委員会につきましては、重大事態調査等を行う専門部会等はこの委員会には置かないということになります。対策委員会の役割としては、調査、いじめ防止のための対策の在り方やその実効性を高めるための調査研究を行う組織、それから、いじめ重大事態調査についての助言を行う組織という位置付けとなったところでございます。

資料の6ページでございます。子どもと家庭を支える体制の強化ということで、ここは教育関係機関と福祉、児童福祉関係機関との連携を推進すべきということで、これまで以上に、こども家庭課等への情報提供連携、それから各種児童福祉施設や連絡協議会との会合を持ちましてこれまで以上に連携を図っているところでございます。

最後、5つ目の視点となりますが、教員の資質向上に向けた取り組みでございます。教職員のリーガルマインドを涵養し適切な体制を構築すべきだという提案をいただきました。これにつきましては、先ほどいじめの問題の現状で話なども出しましたが、まずは教職員に対する児童生徒の内面理解に資する研修を、専門家の協力のもとで実施するというところで、教育研修課におきましてカウンセリング研修、その中で児童生徒の内面理解に資する研修、さらにはいじめを生まない風土づくり研修ということで、今年度より研修会を実施しているところでございます。さらに教育研修課の、教育相談実践講座によりまして、いじめ・不登校を生まない学級経営研修というものを新設しまして、これも今年度から教育研修課が主体となって実施しているところでございます。

以上5つの視点から、これまでの取り組みについて簡単に説明させていただきました。

（木幡市長）

- この案件はですね、一番は我々、この総合教育会議のメンバーに課せられた課題かと思いますが、ただいまその対応について報告をいただきました。皆さんからご質問なりご意見ありましたらお願いします。

（篠木委員）

- この中に2番目や5番目にも入っていますが、情報のリニューアルというか世代が教育委員、校長先生や教頭先生と研修に参加させていただきましたけど、情報や環境が変化したリニューアルという部分では、本当にキャッチアップしていかなければならない。常識が変わっている部分もあるんで、それは大切なことだなと。

先生についても多分、年代のギャップもあつたりもするんで、そういうリニューアルで環境や情報提供のリニューアルというのは大切だなと特に思いました。

（渡辺委員）

○やはりご意見をいただく前と比べて、今の方が明らかに定例会に上げていただく議題の数も多いし、内容も詳細にご報告いただいています。またそれがきちんと蓄積できるようにはなっていると思います。ただ、今ご報告を聞いてもやはり難しいなと思ったのは、5ページの重大事態発生時の調査をどこの組織でやるかというところで、この教育委員会内に設ける組織のところで調査をする事例というのはやっぱりあるんですね。これは有識者のご意見をいただいたときも、1つの有効な方法だということは認めていただいて、だからこそこの形になってるわけですが、ただこれが効果的に機能するケースと、そうでないケースはやはりあるんだろうなと感じるところがあって、今すぐどうこうというのではなくて、予防することが大事なんですけど、ただ発生した、してしまったものにできるだけ早期に適切な対応していく中で、どこかのタイミングでもう一度このいじめ問題対策委員会、ここにその教育委員会の組織として設置して、重大事態を調査したことのどういうものについては効果があり、どういうものについてはどの時点でこう変えたほうがよかったとか、むしろこれも教育委員会の組織でやった方がよかったとかというそういう知見を、どこかである程度もう一度調査研究していただくことも今後に向けて必要なのかなという感じもします。今すぐどうこうではないですが、これからいろんな案件について調査委員会なのか、教育委員会の組織なのか、市立学校の組織なのか、対応していく中でどういう振り分けをするかということの知見の積み重ねはまだまだ今後も必要だなと思います。

（市長）

○今回こういう改善策を立てておったわけですけども、やはり我々大事なのが何が求められるかという、単なる形だけじゃなくてその趣旨をしっかりと理解して対応することが大事なんだろうと思います。そういう点では内輪のような話になりますけど、例えば報告書が上がってくる段階ですね、多分皆さんがいろいろなやりとりが実は保護者と皆さんとあって、時には日付というか実際にあとで遅れてきたりするわけですよ。ところが何もなく遅れましたというだけだと、なぜそんなに遅れたのというような、不十分な対応と思われるような形が残ってしまいますんで、それはそれなりにきちっとこういう理由でこうやって日にちがかかり

ましたということを残しておかないと、やっぱり適切な対応だったのかどうかという検証ができなくなるとか、あるいは不適切な対応だったと思われることになるのでそこは注意いただきたいと思うんですね。それから我々の体制で、当然一連のプロセスなんですが、ちょっと後でという予定もしてましたけど、例の報告書の黒塗りの件、今後の秘匿事項には触れない形でお話してもらったほうがいいと思いますのでお願いします。

（学校教育課長）

○それでは先日起こりました黒塗りのことでお話をさせていただきます。これについては、調査は4月11日に調査報告書及び公表版、黒塗り版を市長に提出をいたしました。それを受けまして6月18日に、公表版、黒塗り版、意見書ですね、市のホームページに掲載したところでございます。私たちの公表の意図としましては、今後、そのいじめが起きないようにということ。学校の対応ですとか、私たち教育委員会の対応について検証したものだという定義で公表版を作成しているんですが、今回につきましてはその調査報告書についても、保護者の方から公表していただきたいというようなことがありまして、その調査報告書につきましても、黒塗りをした上で、ホームページ上に掲載したところでございます。ただ、その黒塗りの仕方、それからファイルの保存の仕方が、やはり私たちちょっとわからないところがありまして、結局黒塗りにしているものをコピーして新たなワード文書などに貼り付ける際に、その黒塗りが消えてしまうというようなことが、内部の担当課の方から教えていただきましてわかりまして、すぐに削除したところでございます。3時間ほどアップしてしまったということですが、その間、3件のアクセスがあったということはわかっております。ただ外部からの連絡ですとか被害等の情報はございません。黒塗りの調査報告書をアップするということはなかなかないので、その後、市の担当課からも庁舎全体に注意喚起のメール等も送られてきましたので、私たちとしても十分に注意してホームページへのアップを行っていきたいと考えております。

（市長）

○これに関しては、今のところそれに関する指摘みたいなものもないので、漏えい的なものはないし、そもそも塗られた部分も個人名とかはないのでその点では、不幸中の幸いというような状況でした。これに関してはよく広聴広報課の職員がそういうのをよく発見したなと思ってるんですが、恥ずかしながら実は私も知り

ませんでした。ですからすぐそのあとに、市役所全体にこうやって黒塗りをするときには、今回の対応のようなやり方ではなくて、黒塗り部分がわからないような形で外に指示を出すようにということで全庁的に指示しましたので、この辺はむしろ教育委員会だけの問題というよりは全体の問題かなと受けとめて対応したところです。

議題（４）スクールロイヤーの配置について

（木幡市長）

○続いて4番目になります。スクールロイヤーの配置について説明をお願いします。

（学校教育課長）

○先ほどいじめ対応の中にも、スクールロイヤーということが出てまいりました。あとは、私たち教育委員会が作成しています教育振興基本計画の中にも、スクールロイヤーの配置ということで目指しているところがございます。今回ここでちょっとご提案させていただき、委員の皆様のご意見等を伺いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。まず目的は、児童生徒のいじめや虐待、保護者からの過剰な要求等、学校における諸課題への早急な対応と、深刻化する前の迅速な解決を目指すということで、スクールロイヤーの配置を目指していきたいと考えております。事業概要ということで、考えたことを書かせていただきましたが、スクールロイヤーの担当だった弁護士さんとですね、はっきり言えば、教育委員会と連絡をとりながら、学校からそういう依頼があった場合に、すぐに日程調整等をして対応することができる。それによって早期の対応、早期解決を目指していくということでございます。概要図としましては、3番に図がありますが、学校から依頼書が提出された際に、教育委員会の担当がスクールロイヤー、弁護士と早急に調整をしまして、学校と相談する機会を設け、スクールロイヤーから法的な観点から、学校に指導、助言を行っていただくというような流れになっております。期待される効果としましては、児童生徒のいじめや虐待問題、過剰な要求等への法律の専門家からの助言による安全・安心な学びの場の提供ですとか、学校、教育委員会の法に基づいた対応力の強化によるトラブルの未然防止と、あとは問題への早期対応、早期解決、学校の支援体制の充実と教師の負担軽減ということが考えられます。さらには、他市等でスクールロイヤーを使って教職員への研修の講師というようなことも行ってまいりますので、法の専門家として、教職員の研修の講師になっていただいておりますので、法に基いてお話をいただくということも考えられる効

果でございます。以上ご提案申し上げます。

（市長）

○ただいまの件で、いかがでしょうか。

（篠木委員）

○トラブルが多く様々ないじめの事例を見る中で、トラブルが大きくなっていく原因としては時間がだいぶかかって、すぐに対応しなかったという部分が多かったりもするので、スクールロイヤー制度を導入してすぐにいろいろなことを相談できるのは、早期解決に繋がっていったととてもいいことだと思います。

（渡辺委員）

○基本的に同じで、より早い段階でもっと生煮えの段階で相談できるようになることの意味はものすごく大きいと思うんですね。大体事態がある程度進行して、状況がかなりわかってきてから相談するにはかなり遅くなってしまうということもある。あともう1つは、学校の代理人として対外的な活動を行うことはしないとなっていてこれはこれでいいと思うんですが、ただ、仮にそのあとの代理人を選任して代理人に対応してもらうようになったときに、この相談段階のスクールロイヤーの方針と、実際にその弁護士に委任することになったときのその代理人の方針がきちんとかみ合わない、かえってそれまでの対応が功を奏さないようなこともあるので、そこをどのように連携するのかというのは、このスキームの段階から考えていく必要があるかなと思います。

（市長）

○まずちょっとこれは全部書いてないんですけど、スクールロイヤーというのはですね、もともと国の想定というか、期待しているものは県に標準的に設置することなんです。大体は教育事務所で設置をして、例えば福島県のこの地域であれば、県北教育事務所で市町村がそれを活用するということが期待されてるわけですね。ですから、実は普通交付税という標準的な経費と言われるものの中に、県には措置されていて市には措置されていないんです。だから本来これは県が置くべきものだと言われています。ただ、残念ながら福島県においてはスクールロイヤーの動きはないんですね。いじめなんかもそうなんですけども、やはり我々特に中核市は案件が多くて、いじめもそうだったんですけど、スクールロイヤー

にかかるような案件もこれだけ学校が多いと多数出てきますので、その点では、この必要性というのは、一般市町村よりも高いんだらうと考えております。ただ、これに関しては最終的に予算措置が関わりますので、今回の皆さんのご意見を踏まえてですね、特に私は予算編成権者でもありますので、今後の予算の検討においてですね、その必要性というか対応を含めて検討を深めていきたいなと思います。予算措置はされていないですね。

（学校教育課長）

○はい。

（市長）

○ということで預らせていただきたいと思います。

議題（5）市の学校施設の現状について

（木幡市長）

○それでは続いて学校施設の現状について説明をお願いします。

（学校施設管理課長）

○資料の5になりますけれども、市の学校施設の現状について説明させていただきます。まず1学校施設の現状でありますけれども、本市の小中学校につきましては、老朽化が進んでいる状況にありまして、特に竣工後40年以上が経過する施設が、小学校で31校、全体の72.1%、中学校で17校、89.4%という現状でございます。次に、2福島市学校施設等個別計画に基づく改修・建て替え方針でありますけれども、令和2年5月に福島市学校施設等個別計画を策定いたしまして、その中で80年利用することを目標に、40年経過した施設は長寿命化改修を、それ以上経過した施設は建て替えを実施するとの方針を定めているところであります。この計画に基づきまして、3現在までの実施内容でありますけれども、（1）の改築工事は、直近で着手または完成しているものとしまして、校舎が2校、体育館が6校でありまして、これらによりまして耐震化率につきましては、96%となっているところでございます。

なお、未耐震となっている施設で方針が定まっていないものでありますけれども、福島第一小学校、福島第四小学校、清明小学校の各体育館でありまして、現在、中央地区教育構想検討会の中で、今後の在り方が検討されております。その基本

方針に基づきましてこれらの施設については対応の方を進めていく予定となっております。

(2) トイレ洋式化事業でありますけれども、平成30年より洋式化率80%を目標に実施をして参りましたが、昨年度末現在で、82.6%の達成率となっているところであります。

(3) 学校施設リフレッシュ事業でありますけれども、校舎の屋上防水及び外壁改修を実施する事業でありまして、令和4年度より実施しておりますが、今年度末までに4校が完了する予定であります。なお関連し外壁改修に関連しまして、市内の小学校において校舎外壁のコンクリート片が落下をいたしました。調査をいたしましたところ、同様の可能性のある外壁が他校舎にもあるということが判明しておりまして、その解決に向けた検討を現在加速しているところでございます。

次に(4) バリアフリートイレ改修工事でありますけれども、大規模な工事を用せず、バリアフリー化が可能な学校にバリアフリートイレを設置するものでありまして、こちらにつきましては計7校に設置したところでございます。

(5) エレベーター設置工事でありますけれども、肢体不自由学級が設置をされている福島第二小学校及び福島第二中学校のうち、階段昇降機しか設置をされていない福島第二小学校にエレベーターを設置するものでございます。なお事業のスケジュールについては資料の通りでありますのでご覧いただければと思います。大きな4の今後の対応でありますけれども、資料の最初にご説明した通り、学校施設については老朽化が進んでおりまして、小中平均で申し上げますと77%が40年を超えているという状況にございます。良好な学習環境を確保するためにも、施設の改修を進めるとともに、適切な維持管理を実施して参る考えでございます。説明につきましては以上になります。

(市長)

○ただいまの件につきましてご質問、ご意見ありましたらいかがでしょうか。

学校リフレッシュ事業の清水小学校、杉妻小学校は、私も見たんですけれど平野小中もこれも子どもたちに外壁の色を考えてもらったんですね。

(教育施設管理課長)

○平野中学校につきましても、今年度完成予定でありまして、今学校の方をお願いをして、外壁の色の選定の方を進めているところでございます。

（市長）

○とにかくですね、私いっぱい宿題もらっているなという感じがするんですけど、本当に老朽化してこれまで手を入れてないというのが非常に多いわけですね。ですから、今回外壁の落下なんか起きましたんで、そういった面での危険性のあるものを早急に着手することは当然でありますけれども、それに至るまでにやっぱり一定の段階で予防的に手を入れて、施設を長持ちさせるというのが大事かと思います。それから、今回というか福島市が耐震化率なんか非常に全国的にも遅れていたのも、やっぱり統廃合というかそういった問題に対して、意思決定をしないでそこらが遅れたということが原因になってるわけですから、学校の在り方がわからないからいつまでたっても手を入れないというのが続いてきたわけです。やっぱり、こういう施設の面も踏まえれば、一定の段階でしっかりと意識決定をしてそれでどうするのか、そして施設もどうするのかというのを考えなきゃいけないというのが1つこうやって遅れてきた教訓として我々は踏まえなきゃいけないんだろうと思っております。

実は学校施設に関しては、これに限らず今また新たな課題として、体育館の冷房というか、空調の話もやっぱり全国的に出てきてるわけですね。だからそれも入れるとなると本当に財政的な負担が大変なんで、やっぱり今いろいろな課題を一気になんでも取り組んでいるんですけど、やるべきときにしっかりとやっていくことが、今後の長期的な教育環境の整備におきましても大事だということですので、どちらかという教育委員会よりは、また対財政との話があるかもしれませんが、ただ現場はその必要性を訴えて欲しいと思います。

次、いじめに関する、会議になります。こちら非公開になりますので、ご退出をお願いします。

議題（6）いじめ重大事態等への対応の現状について【非公開】

※福島市総合教育会議設置要綱第6条の規定により非公開とした部分について、同要綱第7条ただし書きの規定に基づき、議事録を作成しています。

いじめ重大事態の個別案件の報告

個別事案の状況と対応についての意見

17時19分 閉会